お知らせ

関係者各位

令和3年3月16日国 土 交 通 大 臣

起業者 国土交通大臣が施行する一級河川九頭竜川水系足羽川ダム建設工事及びこれに伴う県道付替工事については、令和3年3月16日付けで土地収用 法に基づく事業の認定の告示及び起業地の一部について同法に基づく手続の保留の告示があり、事業の認定の告示のあった起業地の範囲においては、下記の 効果が発生していますので、お知らせします。

記

- 1 土地等に対する補償金は、事業の認定の告示(手続の保留の告示に係る起業地は手続開始の告示)の時における土地の価格を基準として算定します。
- 2 事業の認定の告示(手続の保留の告示に係る起業地は手続開始の告示)があった後、土地又は物件等に関して新たに権利を取得された人は、既存の権利 を承継した場合を除き、損失の補償を請求することはできません。
- 3 事業の認定の告示(手続の保留の告示に係る起業地は手続開始の告示)があった後、土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは 大修繕し、又は物件を附加増置したときは、あらかじめこれについて福井県知事の承認を得ていなければ、これに関する損失の補償を請求することはで きません。
- 4 事業の認定の告示(手続の保留の告示に係る起業地は手続開始の告示)があった日から、土地所有者又は土地に関して権利を有する関係人は、起業者に 対して、収用又は使用の裁決を申請すべきことを請求し、また裁決の申請の請求とあわせて土地等に対する補償金の支払を請求することができます。
- 5 起業者が収用又は使用の裁決を申請すると、土地所有者又は関係人は、裁決の申請があった土地について、福井県収用委員会に対して、明渡裁決の申立 てを行うことができます。
- 6 事業の認定の告示があった後、何人も福井県知事の許可を受けなければ、起業地(手続の保留の告示に係る起業地を含む)について明らかに事業に支障 を及ぼすような形質の変更をすることはできません。
- 7 起業地の範囲を表示する図面は、池田町町土整備課において縦覧され、どなたでもご覧いただけます。
- 8 ご不明な点がありましたら、国土交通省近畿地方整備局足羽川ダム工事事務所用地課へお問い合わせください。

国土交通省 近畿地方整備局 足羽川ダム工事事務所 用地課 TEL 0776-27-0642(代) 住所 福井県福井市成和1-2111